

福岡都市計画地区計画の決定（福岡市決定）

都市計画舞松原六丁目地区地区計画を次のように決定する。

名 称	舞松原六丁目地区地区計画	
位 置	福岡市東区舞松原六丁目の一部	
面 積	約 1 . 1 ha	
地区計画の目標	当地区は、本市の都心から北東約 7 . 5 km に位置し、住宅地に隣接した地区である。当地区では、民間開発による戸建て住宅の建設が予定されており、緑豊かで良好な低層住宅地としての環境の形成を図るとともに、将来にわたってこれらの環境を保全することを目標とする。	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	良好な低層住宅地としての形成・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	<p>良好な戸建て住宅地の環境を形成・保全するため、建築物等の用途の制限を定める。</p> <p>敷地の細分化とそれに伴う建て詰まりを防止し、ゆとりある良好な街並みを形成・保全するため、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を定める。</p> <p>緑豊かな環境を形成・保全するため、垣又はさくの構造の制限を定める。</p>
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	地区内における緑豊かな環境を形成・保全するため、敷地内にはシンボルツリー等の植栽を施し、緑化に努める。

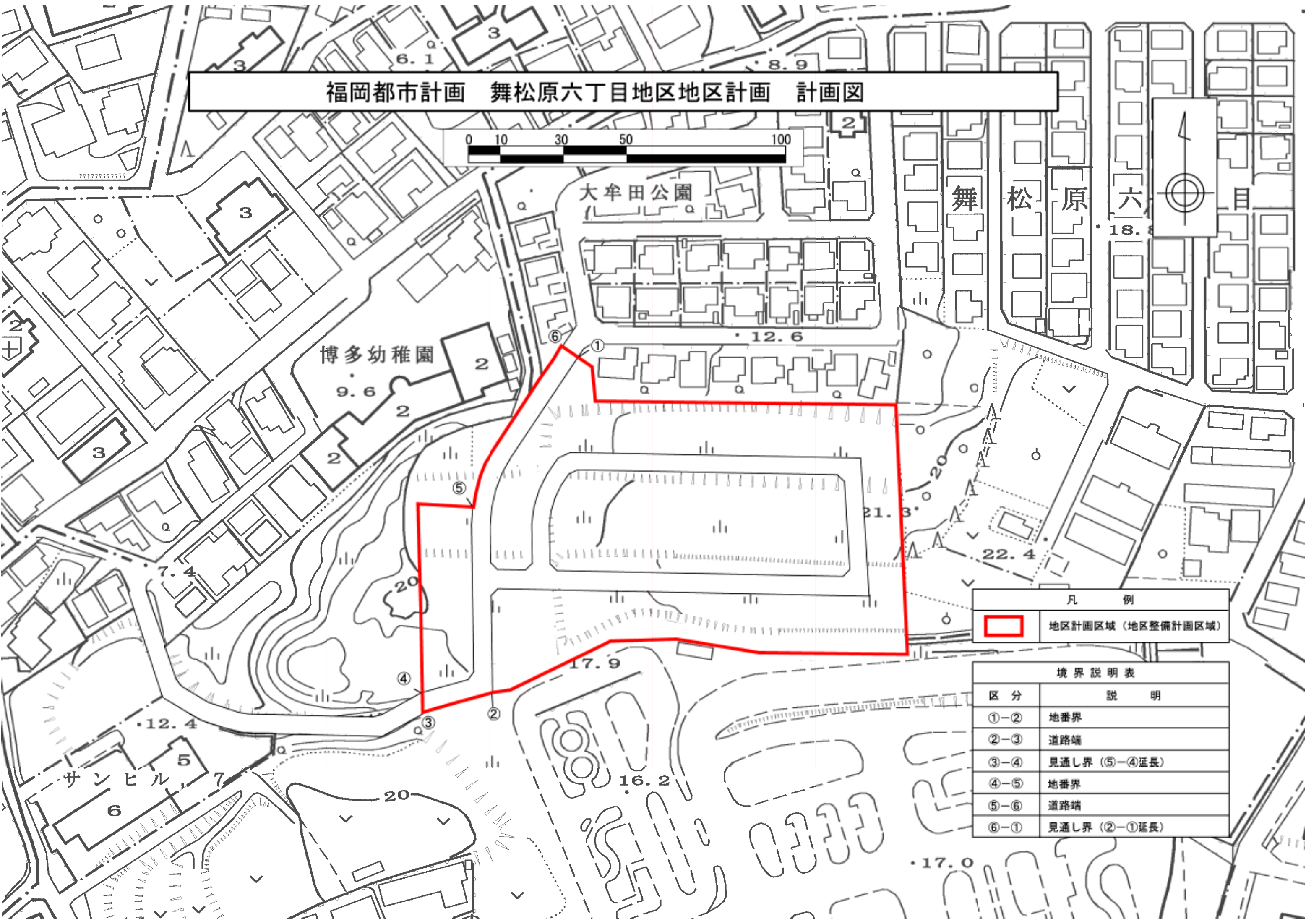
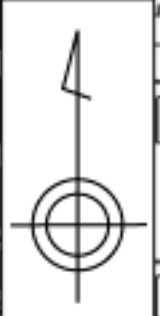
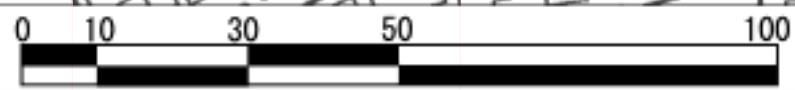
地区整備計画	面積	約1.1ha
	建築物等の用途の制限	<p>建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(2) 公民館その他これらに類するもの</p> <p>(3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p> <p>(4) 前各号の建築物に附属するもの</p> <p>(建築基準法施行令第130条の5で定めるものを除く。)</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	<p>200㎡</p> <p>ただし、次の各号の一に該当する敷地で、その全部を一の敷地として使用するものについては、この限りではない。(この規定に適合するに至ったものを除く。)</p> <p>(1) この地区計画の告示があった日において、現に建築物の敷地として使用されている土地でこの規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならばこの規定に適合しないこととなる土地</p> <p>(2) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物</p>
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最低限度は1mとする。</p> <p>ただし、自動車車庫(建築物に附属するものに限る。)については適用しない。</p>
	建築物等の高さの最高限度	軒の高さの最高限度は、7mとする。
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>1. 建築物の屋根及び外壁又はこれに代わる柱の形態・意匠は、周囲の環境に調和したものとする。なお、色彩は、原色を避け、落ち着いたものとする。</p> <p>2. 屋外広告物は、掲示してはならない。ただし、公共の用に供するもの又は市長が特に認めたものについてはこの限りではない。</p>
	垣又はさくの構造の制限	<p>1. 敷地境界に面して設ける垣又はさくの構造は、生垣を原則とする。</p> <p>ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りではない。</p> <p>(1) 転落防止のためのフェンス等で、安全上必要なもの</p> <p>(2) 門柱及び意匠上これに附属する部分、並びにフェンスの基礎等に用いるためのコンクリートブロック又はこれに類するもの</p> <p>2. 垣又はさくの高さは、1.5m以下とする。</p>

「地区計画及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」


理由

当地区の良好な住環境の形成・保全を図るため、本案のとおり決定するものである。

福岡都市計画 舞松原六丁目地区地区計画 計画図



凡 例

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
---	-------------------

境界説明表

区 分	説 明
①-②	地番界
②-③	道路端
③-④	見通し界 (⑤-④延長)
④-⑤	地番界
⑤-⑥	道路端
⑥-①	見通し界 (②-①延長)